

岐阜県議会の活性化改革に関する
調査・検討について

中間答申

平成23年12月15日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する中間答申

本年6月21日議長より議会活性化改革検討委員会に諮問をいただいた、県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調査・検討のうち、議会活動の透明性向上に係る「政務調査費のあり方」及び「費用弁償のあり方」については、結論に達したため、当委員会の中間答申として提出する。

本委員会の設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっており、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、本年6月21日に発足した。

本委員会の審議経過

区分	委員会開催日	審議内容
1	H23.6.21(火)	正副委員長互選、運営方針案検討、担当主査・副主査指名
2	H23.7.6(水)	検討項目の決定
3	H23.9.15(木)	検討項目の論点整理
4	H23.10.5(水)	政務調査費、費用弁償のあり方の検討
5	H23.11.30(水)	中間答申案(政務調査費、費用弁償)の検討

政務調査費のあり方について

県議会議員は、県民の負託に応えるために、住民ニーズの多様化と相まって複雑・多岐となっている地方自治体の施策や、地方行政等に関する諸制度、県政及び国政の動向等に対する広範かつ専門的な知識を必要としており、また、これらに対する不断の調査研究活動が要請されている。

政務調査費は、議員の調査研究が円滑に進むよう、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、岐阜県政務調査費の交付に関する条例により「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」議員に交付されるものである。

しかしながら、他県等において不適正な用途等が問題となったことから、平成19年の当委員会において、岐阜県の政務調査費のあり方について検討を行ったところであるが、改めてそのあり方について調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

(1) 領収書の添付の義務付けについて

議会活動の一層の透明性向上を図るため、全ての支出にかかる用途及び領収書等の写しの添付を義務付ける。

平成19年に一定の見直しが行われたところであるが、更なる透明性の向上を図るため、全ての支出にかかる用途及び領収書等の写しを収支報告書へ添付することを義務付ける必要があると考える。

実施方法

- ・岐阜県政務調査費の交付に関する条例（平成13年岐阜県条例第18号）第8条第3項中「1件3万円以上のもの」を削除する。

実施時期

- ・ 条例改正上程予定 平成24年第1回定例会
- ・ 公布予定 平成24年3月
- ・ 施行予定 平成24年4月1日
- ・ 適用 施行日以降の支出（平成23年度分は従前の例による）

費用弁償のあり方について

費用弁償は、地方自治法第203条第2項の規定に基づき、岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例第4条により、議長、副議長及び議員がその職務を行うのに要した費用として議員に支給されるものである。

費用弁償の支給額は、県の規定に準じて積算された交通費実費額と、定額加算である旅行諸費を支給しているが、改めて費用弁償の支給基準及び支給額について調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

(1) 費用弁償の支給基準、支給額について

費用弁償の支給基準は、現行どおり交通費実費と旅行諸費を加えたものが妥当である。

旅行諸費額は3千円とすることが適当である。

旅行諸費については、議員には同じ特別職である知事と比べ秘書がいなかったり、公用車がないことを考慮して、知事とは異なる議員用の旅行諸費額を引き続き支給することが適当である。

全国の状況から、旅行諸費を支給している20道府県うち、12府県で3千円支給されていることから、岐阜県においても旅行諸費額は3千円とすることが適当である。

実施方法

- ・岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和26年岐阜県条例27号）第4条第2項中「5千円」を「3千円」に改正する。

実施時期

- ・条例改正上程予定 平成24年第1回定例会
- ・公布予定 平成24年3月
- ・施行予定 平成24年4月1日

その他、委員からは、

- ・旅行諸費については、今後も検討すること。

との意見があった。

(参 考)

【他県の状況】 平成23年5月現在

岐阜県と同様の支給基準(方式) 20道府県

・交通費実費+定額

7,400円	1県	島根
5,000円	3県	岐阜、長崎、熊本
3,500円	1県	長野(片道50km未満)
3,300円	2道県	北海道、福島
3,000円	12府県	岩手、栃木、富山、福井、京都 広島、岡山、愛媛、大分、佐賀 宮城・石川(片道50km未満)
1,000円	1県	静岡